

「新型コロナウイルス感染症に係る有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々並びに新卒の内定者等の雇用維持等に対する配慮」について

三重県商工会議所連合会

会長 種橋 潤治

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、三重労働局長より、「新型コロナウイルス感染症に係る有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々並びに新卒の内定者等の雇用維持等に対する配慮」周知についての要請がありました。

各事業者におかれましては、急激な変化の影響を受けやすい有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者、並びに新卒の内定者の方々の生活基盤の維持の観点からも、趣旨をご理解いただき、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、具体的な内容につきましては、下記PDFをご参照下さい。

また、雇用調整助成金の活用につきましては、各ハローワークにご相談下さい。・

- [「新型コロナウイルス感染症に係る有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々並びに新卒の内定者等の雇用維持等に対する配慮」に関する要請書（PDF）](#)
- 三重県内ハローワーク (https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hello_work/kankatu.html)
- 雇用調整助成金
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)
- [採用内定取り消しの前にハローワークへご相談下さい（PDF）](#)